


ページ	項目	新	旧
17	(成績)	第39条 試験の成績はS・A・B・C・D・Eの6段階とし、S・A・B・Cは合格、Dは不合格、Eは未履修とする。 S評価：100点～90点 A評価：89点～80点 B評価：79点～70点 C評価：69点～60点 D評価：59点以下 E評価： <u>未受験</u>	第39条 試験の成績はS・A・B・C・D・Eの6段階とし、S・A・B・Cは合格、Dは不合格、Eは未履修とする。 S評価：100点～90点 A評価：89点～80点 B評価：79点～70点 C評価：69点～60点 D評価：59点以下 E評価： <u>受験せず</u>
17	(休学期間)	第42条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。 2 休学期間は通算して2年を超えることができない。また第24条により入学した者は、同条第4項に定める在学すべき年数を超えることができない。 3 休学期間は第16条及び第24条第4項並びに第25条第4項の在学年数に算入しない。	第42条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。 2 休学期間は通算して2年を超えることができない。また第23条により入学した者は、同条第4項に定める在学すべき年数を超えることができない。 3 休学期間は第16条及び第24条第4項並びに第25条第4項の在学年数に算入しない。
18	(除籍)	第47条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。 (1) 授業料の納付を1期怠り、督促してもなお納付しない者	第47条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。 (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
21	別表1 健康科学部 理学療法学科 人間発達学の配当年次	1後	1前
22	別表1 健康科学部 作業療法学科 人間発達学の配当年次	1後	1前
24	第4条 欠席の公認扱い 第6条	<u>未受験</u> (2) 授業中に発生した自傷あるいは病気の治療のための欠席で学部長が承認した場合	<u>受験せず</u> (2) 授業中の自傷又は病気の治療のための欠席で学部長が承認した場合
26	(進級制限) 第13条	<u>なお、各々の実習参加については、両学科共に別途以下の基準・要件を満たさなければならぬ。</u> <u>(実習参加基準・要件)</u> <u>1) 見学実習</u> <u>特になし。</u> <u>2) 評価実習</u> <u>2年次までの必修科目、全てを履修していること。</u> <u>医療面接試験に合格していること。</u> <u>3) 総合実習Ⅰ</u> <u>2年次までの必修科目、全てを履修していること。</u> <u>OSCEに合格していること。</u> <u>4) 総合実習Ⅱ</u> <u>3年次までの必修科目、全てを履修していること。</u>	追加
28	(受験の心得) 第7条 (3)	仮学生証 (500円) あるいは学校指定名札 (110円※1) の価格、及び最後の※1学校指定名札は、 <u>2022年4月時点の価格。</u>	仮学生証 (500円) あるいは学校指定名札 (102円※1) の価格、及び最後の※1学校指定名札は、 <u>2021年4月時点の価格。</u>
32	8 学生生活の手引き 2 掲示	2 掲示・ <u>連絡方法</u>  <u>学生への伝達・連絡事項は、ホームページ、掲示板、Eメールにより行います。よって、大学からのメール (info@opu.ac.jp) が受け取れるように環境設定をしてください。</u> <u>主な連絡方法</u> <u>&lt;ホームページ&gt;</u> <u>臨時休校、学納金、新型コロナウイルス</u> <u>&lt;掲示板&gt;</u> <u>教室変更、休講、補講、試験日程</u> <u>&lt;Eメール&gt;</u> <u>学生呼び出し</u> <u>内容によっては連絡方法が変更になる場合もあります。</u>	2 掲示  学生への伝達・連絡事項 (教室変更、臨時休校、休講、補講、試験の実施、成績発表、学生呼出、その他教務・学生関係事項) は、Eメールまたは、掲示板により行います。よって、大学からのメール (info@opu.ac.jp) が受け取れるように環境設定をしてください。
33	4 出欠	公共交通機関の遅延の場合、 <u>遅延証明書を印刷し、大学事務局に提出してください。</u> <u>IR西日本遅延証明書はQRコードよりアクセスしてください。</u>    <u>利用の電車路線をクリックすると遅延のある時間が表示されます。そちらをクリックすると遅延証明書が表示されますのでPDF出力を保存してください。</u>	公共交通機関の遅延の場合、遅延証明書 (裏面に学籍番号・学科・氏名を記入) を担当教員に提出してください。

ページ	項目	新	旧
35	12 理学療法士・作業療法士養成施設総合補償制度	<p>12 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険</p> <p>学生は、全員「<u>学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険</u>」に加入しています。この保険は、<u>正課中、学校行事中、学内にいる間、課外活動中に起きた事故による災害を対象としています。万が一、事故があったときは大学事務局に連絡してください。</u></p>	<p>12 理学療法士・作業療法士養成施設総合補償制度学生は、全員「<u>理学療法士・作業療法士養成施設総合補償制度</u>」に加入しています。この保険は、<u>授業中、学園主催の行事中、学内時間休憩中、課外活動中に起きた事故による災害を対象としています。万が一、事故があったときは大学事務局に連絡してください。</u></p>
		<p>19 体育館の利用</p> <p>【利用時間】 平日 9:00~17:00</p> <p>【利用手続き】 利用日の前日までに大学事務局へ使用目的と使用時間、講義科目等について、届出をしてください。</p> <p>【利用上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①届出をした設備及び用具以外は使用を禁止します。</li> <li>②17時までに鍵を大学事務局に返却してください。</li> <li>③試験1週間前から体育館の使用を禁止します。</li> <li>④体育館の解錠・施錠は、自分たちで責任を持ち行ってください。</li> <li>⑤体育館内は必ずスポーツ用シューズ（体育館シューズ・運動靴）を使用してください。</li> <li>⑥体育館内では飲食禁止です。水分補給をする場合は、ドリンクボトルを使用してください。缶・コップ等は禁止</li> <li>⑦使用後は決められたとおり清掃をしてください。なお、生じたゴミ類は各自教室へ持ち帰るか体育館前のゴミ箱へ必ず捨ててください。</li> <li>⑧使用した用具等は必ず片付けをしてください。</li> <li>⑨体育館の使用終了後、電気を消し、施錠し、担当教員が確認してください。学生のみが利用する場合は、大学事務局の確認を受けてください。</li> <li>⑩届出した鍵は必ず大学事務局へ返却してください。</li> <li>⑪体育館の天井にスプリンクラーを設置していますので、十分注意してください。</li> <li>⑫施設・設備等の異常や破損した場合には、すみやかに大学事務局へ報告してください。</li> </ul>	
37		<p>20 トレーニングルームの利用</p> <p>【利用時間】 平日 9:00~17:15</p> <p>試験1週間前~試験期間中は使用禁止です。</p> <p>【利用手続き】 大学事務局にてトレーニングルーム管理表に使用日時を記入してください。</p> <p>※年2回開催の講習をいずれか1回受講した学生のみ利用できます。</p> <p>【利用上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①原則2人以上で利用してください。</li> <li>②利用した器具、ベンチ台は所定の位置に戻してください。</li> <li>③利用後は、清掃を行ってください。</li> <li>④紛失・破損・損壊した場合、すぐに大学事務局へ連絡してください。</li> <li>⑤研究、講義等で大学職員がトレーニングルームを利用する際は、退室を依頼することがあります。</li> <li>⑥物品の持ち出し及び貸し出しはできません</li> <li>⑦呼気ガス分析装置、心電図計、BIODEX、In Bodyなどの高精度機器の使用は教員の許可が必要です。</li> <li>⑧スケータリングボードは使用できません。</li> <li>⑨飲食は禁止です。（ペットボトルまたはドリンクボトルでの水分補給は可能です。）</li> <li>⑩学生からの教員への鍵の引継ぎはできません。</li> <li>⑪マナーを守って利用してください。</li> </ul>	